

第8次医療計画の中間見直し及び 新たな地域医療構想の策定について

宮崎県福祉保健部医療政策課

目次

- 1 第8次医療計画の中間見直しについて
- 2 地域医療構想策定ガイドライン骨子の概要
- 3 地域医療構想の策定・推進に向けたスケジュール（イメージ）
- 4 本県における医療審議会・計画等部会などの今年度のスケジュール（予定）

1 第8次医療計画の中間見直しについて

中間見直しの理由等

本計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画として令和6年3月に策定しており、今年度末に策定から3年が経過することから、同法第30条の6の規定に基づき、中間見直しを行うもの（現計画の計画期間：令和6年度から令和11年度までの6年間）

中間見直しの考え方

国の示すガイドライン等の内容に加え、現行計画策定後の医療を取り巻く状況の変化等を踏まえた見直しを行う。

見直しの主な内容(案)

医療連携体制を構築するための方策等について、調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を変更する。

【第1章】総論

- 基本理念：県民が、安全で質の高い医療を切れ目なく受けられる持続可能な医療提供体制の実現
- 基本方針
 - 地域を支える医療体制の構築、○医療従事者の養成・確保、○疾病予防・健康づくりの促進
 - デジタル技術の活用、○在宅医療・介護体制の充実、○医薬品等の安全確保・安定供給の推進、○県民への情報提供

【第2章】地域の概況

人口：約107万人(2020年)→約88万人(2040年)
高齢化率：32.7%(＃) → 38.5%(＃)
入院受療率(10万人対)：減少傾向だが全国平均を上回っており、特に75歳以上は高い傾向

【第3章】医療圏の設定と基準病床数

- ・二次医療圏は、現行の7医療圏を維持
- ・5つの医療圏で基準病床数が増加
⇒宮崎東諸県、延岡西臼杵では基準病床数が既存病床数を上回る。

【第4章】医療提供体制の構築

がん <ul style="list-style-type: none">・がんの予防・早期発見・チーム医療の提供、緩和ケア研修	救急医療 <ul style="list-style-type: none">・円滑な救急搬送と救急医療体制の確保・県民の救急医療への理解・意識の向上
脳卒中 （7医療圏→4医療圏に変更） <ul style="list-style-type: none">・発症予防の推進・リハビリテーション提供体制の充実	へき地医療 <ul style="list-style-type: none">・へき地で勤務する医師等の確保・巡回診療やへき地出張診療所等の運営支援
5. 疾病 <ul style="list-style-type: none">心筋梗塞等の心血管疾患<ul style="list-style-type: none">・発症予防の推進・心不全療養指導士等の確保・育成糖尿病<ul style="list-style-type: none">・ベジ活、減塩、日常生活での運動促進・かかりつけ医と各専門医との連携強化精神疾患<ul style="list-style-type: none">・予防、早期発見、治療のための普及啓発・治療、回復、地域生活への円滑な移行	6. 事業 <ul style="list-style-type: none">小児医療<ul style="list-style-type: none">・相談体制の充実・県民意識の啓発・小児科医の確保・養成周産期医療<ul style="list-style-type: none">・地域分散型の周産期医療体制の維持・充実・産婦人科医等の育成・確保災害医療<ul style="list-style-type: none">・DMATなど災害医療を担う人材の確保・育成・豪雨災害等の被害を軽減するための浸水対策新興感染症発生・まん延時における医療<ul style="list-style-type: none">・医療機関との協定締結による病床確保・感染症の予防に関する人材の資質の向上
在宅医療・介護 <ul style="list-style-type: none">・地域の実情に応じた訪問看護提供体制の構築・看取りやACPを含む在宅医療への理解促進	
その他の保健医療対策の充実	障がい保健対策/感染症対策/臓器移植対策/難病対策/アレルギー疾患対策/歯科保健対策/血液の安定供給対策/高齢化に伴い増加する疾患等対策/慢性腎臓病(CKD)対策/慢性閉塞性肺疾患(COPD)対策

【第5章】地域医療構想

- ・病床の機能区分ごとの将来の医療需要と病床数の必要量等を推計し、地域ごとの2025年のあるべき医療提供体制の姿と施策の方向性を示す

【第6章】外来医療計画

- ・地域ごとに外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化し、医師の自主的な行動変容による偏在状況の是正や外来医療機能が不足する地域における医療機能の充実に図る

【第7章】医療提供基盤の充実

- ・医師確保計画
- ・医療従事者の養成・確保と資質向上(医師を除く)
歯科医師、薬剤師(薬剤師確保計画)/看護職員 など
- ・医療安全の確保

【第8章】計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 実施主体の役割
- 3 評価・公表の実施

2 地域医療構想策定ガイドラインの骨子の概要

令和8年3月26日 厚生労働省公表資料より

地域医療構想が目指す方向性

- 85歳以上の高齢者の増加や人口減少が更に進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できるよう、住民を含め地域の関係者の理解を得ながら医療提供体制を構築する

入院医療

持続可能な急性期医療の確保

- 医療機関機能を踏まえ、急性期の医療需要や、手術や救急搬送における医療機関ごとの役割分担等について地域ごとに協議

高齢者救急の受入体制の整備

- 救急の実施基準において、高齢者救急の考え方を位置付け
- 入院早期からのリハビリテーション等の提供の推進

外来・在宅医療

外来医療提供体制の維持

- 診療所の減少が進む中、地域の病院を中心に提供体制を構築
- へき地や診療所の数が限られている地域等において、D to P with Nを含むオンライン診療の活用を推進

在宅医療の受け皿の整備

- 在宅医療、介護施設、療養病床を一体的に捉え受け皿を整備
- 医歯薬連携の推進
- D to P with Nを含むオンライン診療等による効率化や病院による実施体制の強化、介護施設などの在宅医療以外の資源により受け皿を整備

介護との連携

医療と介護のニーズを有する者への対応の推進

- 地域医療構想における市町村と介護関係者の役割を明確化
- 慢性期の医療需要について、在宅医療等とあわせた体制整備
- 医療と介護の相互理解の推進

人材確保

地域における医療人材の確保

- 都道府県単位で、大学病院本院から急性期拠点機能を中心とした、地域医療構想全体を踏まえた人的協力のあり方について協議
- 看護師等の将来の人材確保の方向性を反映

構想区域の見直し

医療機関の連携・再編・集約化など医療提供体制構築のための議論の単位や、必要病床数の運用が可能となる単位等を踏まえ、人口20万人以上を基本としつつ、地域の実情を踏まえ柔軟に設定

医療機関機能の新設

医療機関機能の確保の協議を通じて将来の提供体制の確保の取組を推進

急性期拠点機能

- 構想区域毎に、人口20万～30万に1つを目安に確保
- 手術等の急性期医療を集約して提供
- 新興感染症等への対応
- 地域の人口や医療需要等を踏まえた病床のダウンサイジング

在宅医療等連携機能

- 地域での在宅医療の提供
- 他の医療機関や介護施設、訪問看護、訪問介護等と連携した24時間の対応や入院対応を実施

高齢者救急・地域急性期機能

- 誤嚥性肺炎等の高齢者救急を受入
- 高齢者を中心に入院早期からのリハビリテーションを提供
- 大都市等においては頻度の多い手術を提供

専門等機能

- 集中的なリハビリ、中長期にわたる入院医療、有床診療所の担う地域に根ざした診療、一部の診療科に特化し地域ニーズに応じた診療を提供

医育及び広域診療機能（大学病院本院）

- 都道府県と連携した人的協力
- 症例数が少ない医療などの広域な観点での診療
- 地域で多様な症例に対応する人材の育成

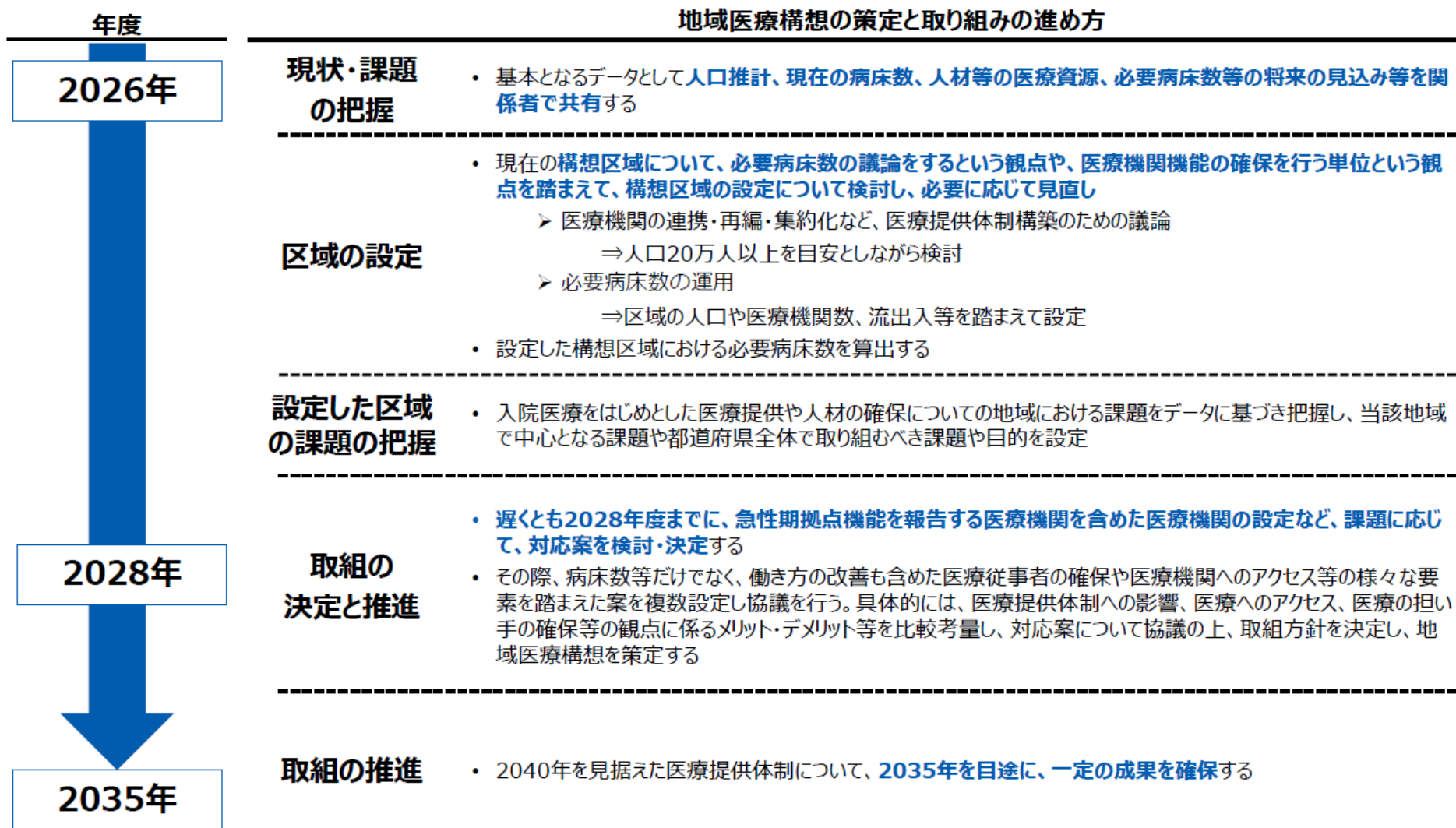
病床機能報告・必要病床数の見直し

これまでの地域医療構想の取組に加え、病床機能について回復期を包括期とするとともに、必要病床数について新たな地域医療構想の取組を踏まえた推計を実施し、病床機能の分化・連携を推進

※令和8年3月19日地域医療構想及び医療計画等に関する検討会とりまとめより作成

※なお、精神医療における地域医療構想のガイドラインの策定に向けて、2026年度（令和8年度）中を目途に結論を得るべく、検討を進める

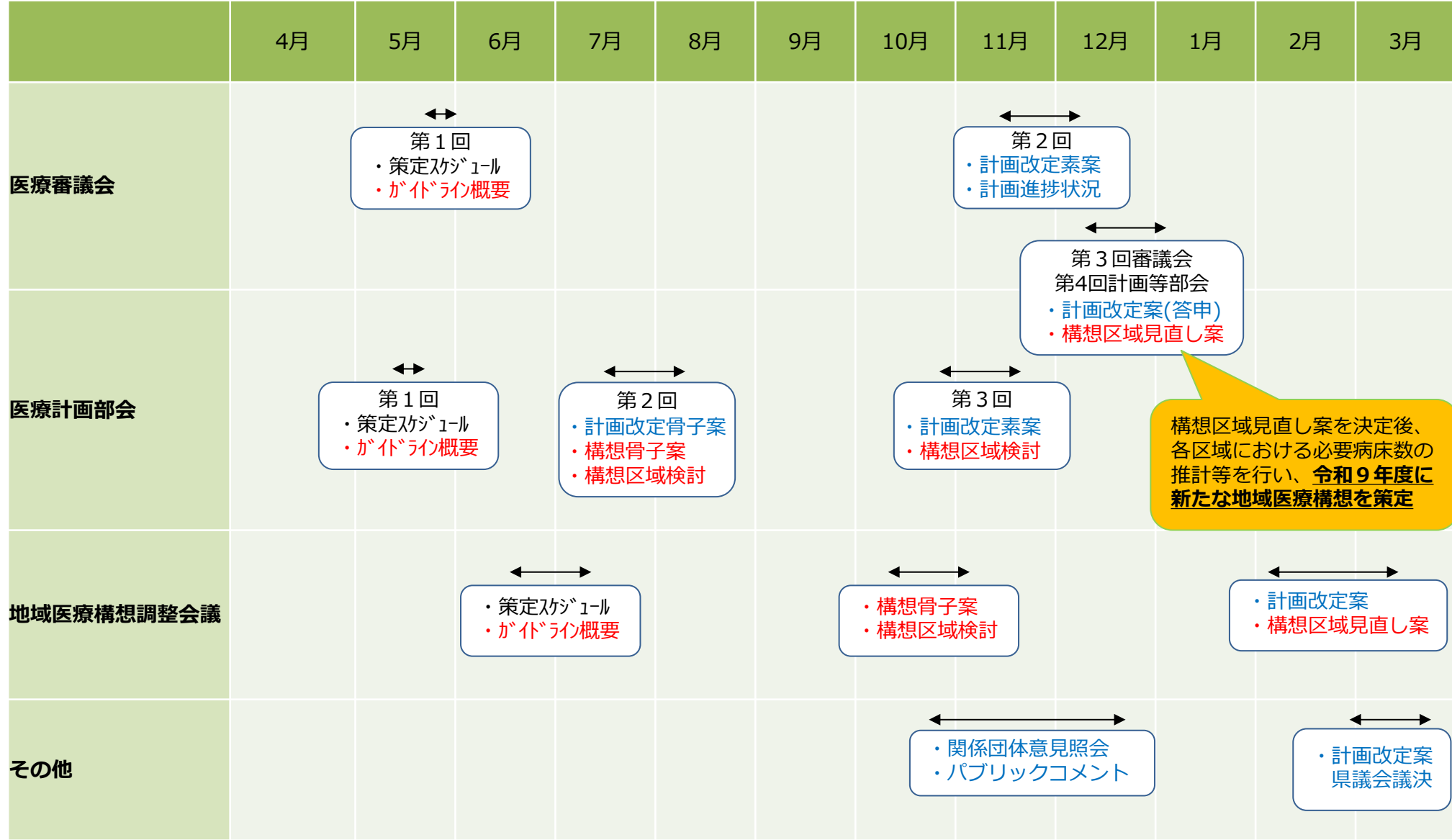
令和8年3月26日 厚生労働省公表資料より



※ 議論のために必要なデータ等のうち、国から提供する必要があるものについて、国から都道府県に対し、順次提供。また、国から都道府県に対して、定期的に地域医療構想の策定や推進に資するための研修を実施予定。

4 本県における医療審議会・計画等部会などの今年度のスケジュール（予定）

青地：第8次医療計画中間見直しに関係
 赤字：新たな地域医療構想に関係



※部会等の状況によって開催時期・回数の変動あり